

❌ 違反是正

本稿は、本誌2017年9月号で紹介した「自動火災報知設備設置義務違反等にかかる告発事案」が警察の捜査、書類送検、検察庁の審理を経て、平成30年5月に処分が確定したため、担当検察官のアドバイスに基づく考察を加えて、改めて紹介させていただくものである。

なお、事案の覚知から告発までの詳細な内容については、本誌2017年9月号を参照していただき、今回は告発後の内容を中心とさせていただくのでご了承いただきたい。

告発事案の概要について

(1)防火対象物の概要

①建物所有者：A(店長)及びB ※兄弟で共有

②用途：ナイトクラブ((2)項イ)

③構造：鉄骨造一部不明 2階建て

④延べ面積：延べ床面積 218.04㎡(1階 188.11㎡(無窓)、2階 29.93㎡(有窓))

⑤収容人員：73名(客席64、従業員9名)

(2)主な重大違反の概要

①自動火災報知設備設置義務違反

②非常警報設備設置義務違反

③防火管理者選任義務違反

④屋内消火栓設備設置義務違反

※①②③は平成28年3月17日、④は平成28年10月21日違反確定

(3)消防法第5条の2命令の検討について

本件対象物は、重大な消防法違反が複数存

告発事案にかかる処分結果 及び考察について

湖南広域消防局 八木清和



在するが、主に不特定多数の者が出入りする部分は1階であり、開店中も火を使った調理等が頻繁に行われている状況ではないことから、具体的な火災危険等が差し迫っている状況とは言い難いため、現状では、消防法第5条の2命令の発動は困難であると判断した。

(4)告発に至った主な理由

- ①複数の重大な消防法違反があるにもかかわらず、違反が是正される見込みがない状況が継続していた。
- ②文書での回答も含めて履行義務者と接触することができず、さらに履行義務者は関係者に対して連絡先の口止めをすることにより、直接会話できない状況であり、是正の意思の確認もできない状況であった。
- ③消防として、やるべきことを全て行い、早期是正するために残された手段は告発以外にはない状況であった。

(5)本件事案の懸案事項

管理権原者に対して命令書の直接交付ができないことから、内容証明付配達証明郵便を選択したが、不達で返送されてきた。よって、違反建物内で責任ある従業員Cに対する代理受領を選択し、受領証の回収と併せて、質問調書で「翌日、間違いなく管理権原者に手渡した」という供述を押しえていたが、文書送達に一抹の疑義が生じていた。

	※自火報設置義務違反 他 警告書(履行期限2/15) ※屋内消火栓設置義務違反
H29.2.3	管轄警察署と告発協議 ※告発書及び資料一式(写真含む)を持参し、1カ月後に正式提出することを予告した上で消防法違反について説明した。
H29.3.3	管轄警察署に告発書類一式を提出 ①消防用設備等設置命令違反 ②防火管理者選任命令違反 ③資料提出命令違反
H29.6.28	管轄警察署が履行義務者の自宅、違反建物を家宅搜索
H29.12.13	管轄警察署から検察庁に書類送検
H29.12.28	違反是正
H30.5.31	検察庁から処分通知書(H30.5.29付、不起訴)を受領
同日	不起訴処分理由の照会方法等について、検察庁と調整
同日	担当検察官からの直接電話で聞き取り
H30.6.14	不起訴処分理由告知書の交付願いを検察庁に提出
H30.7.2	検察庁から不起訴処分理由告知書(起訴猶予)を受領

主な経過について

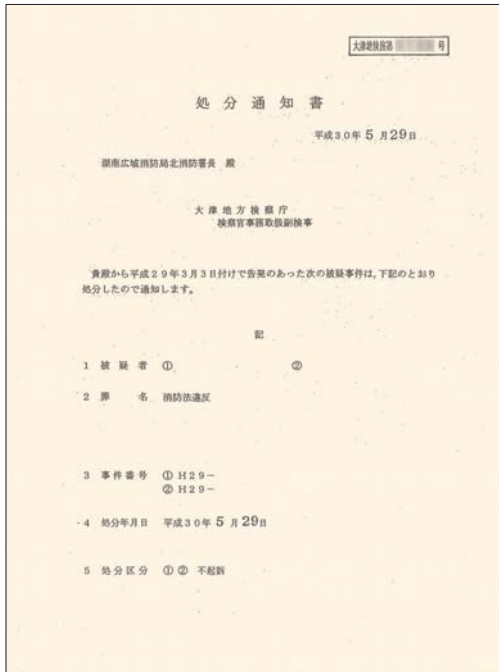
H28.3.17	違反確定(自火報設置義務違反他)
H28.6.22	警告書(履行期限9/23)及び資料提出命令書の交付
H28.10.21	命令前の立入検査実施(屋内消火栓設置義務違反覚知)
H28.11.1	内容証明付配達証明郵便発送(命令書、警告書)
H28.11.12	内容証明付配達証明郵便返送
H28.11.15	命令書、警告書を違反建物内で従業員が代理受領 命令書(履行期限2/15)

違反の是正について

(1)建築業者(以下「Z」という。)の心変わり

Zは、履行義務者から全権委任された「代理人」を名乗っていたため、委任状の提出を求めたが、瑕疵のある委任状であること及び委任条項は工事関係に限定されていることから、全権委任された民法上の「任意代理人」として到底認められる状況ではなかった。しかし、単なる「建築業者」としては認められたため、Zに対して是正指導を行いながら、全ての通知等は履行義務者へ内容証明付配達証明郵便又は違反建物内で責任ある従業員に対する代理受領で対応していた。

違反是正



処分通知書

当初から、当消防局とZの間では建物面積等の考え方、法令の解釈等の相違があり、行政指導には従わず、行政処分については裁判で争う姿勢であり、違反是正の進展は全く見込めない状況であった。

しかし、突然、平成29年10月にZは「今すぐ直す」と言って来庁した。それまで、「どっちの言い分が正しいか裁判で決着をつける」と言い続けていたZが態度を一変させた理由は、下記2点が考えられる。

- ①警察から参考人として、事情聴取を受けた。
- ②履行義務者からお叱りを受けた。

なお、同時期に、Zが違反対象物の公示標識を剥がしたので、原状回復又は標識の返却を求めたが、これに応じなかったため、管轄警察署に被害届を提出した事案が発生している。

(2)履行義務者の心変わり

Zの突然の来庁と同じ時期に、会うことを拒否し、関係者に連絡先(電話番号)を口止めしていた履行義務者から初めて消防署へ電話があった。「オレはZに任せてある。消防とZの問題にオレが巻き込まれるのは本意である。」との

ことであったため、下記3点について指導した。

- ①連絡先を教え、消防署からの電話には必ず出ることを。
- ②Zに任せていても履行義務者は貴方であり、法的責任から逃れられないこと。
- ③消防署の指導に従って早期に是正するように、Zに指示すること。

(3)違反の是正

平成29年12月28日までに、無窓階を有窓階に変更したことにより自動火災報知設備及び屋内消火栓設備の設置が不要となり、その他の設置義務のある消防用設備を設置し、防火管理者選任義務違反等も含めて全て是正された。

処分の確定について

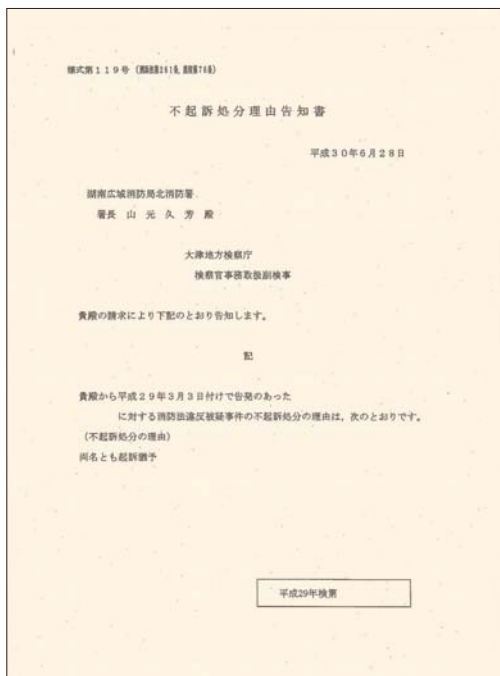
〈刑事訴訟法第260条〉

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。

平成30年5月31日、検察庁から刑事訴訟法第260条に基づく処分通知書が送付されてきた。処分内容は、平成30年5月29日付けで不起訴であった。

この不起訴処分は想定内のことであったが、その理由が重要であり、内容によっては、消防行政の根幹を揺るがすこととなる。

つまり、不起訴の場合、処分理由は主に、「嫌疑なし」、「嫌疑不十分」、「起訴猶予」となるが、「嫌疑なし」又は「嫌疑不十分」であった場合、消防法第17条命令に対して消防部局が行政手続及び民事手続上、瑕疵のない手続をもって行政処分を行ったにもかかわらず(少なくとも当消防局は瑕疵のない手続を行った。)、司法は「犯罪行為は存在しない」又は「十分な証拠が存在しない」と判断したということになるためである。



不起訴処分理由告知書

一方、「起訴猶予」であれば、日本の司法は起訴裁量主義に基づき、検察官の判断により、様々な事情で「起訴猶予」とすることが可能であるため、何ら問題はない。

よって、早急に処分理由について確認する必要があった。

〈検察官による公訴判断の主な種類〉

- ①起訴 検察官が公訴提起を行うこと。
 - ㊦公判請求：検察官が裁判所に対して特定の犯罪事実について特定の被告人に対する実体的審理及び有罪の判決を求める意思表示のこと。
 - ①略式命令請求：検察官が、公判請求せずに簡易裁判所に対し略式命令を請求すること。(書面審査により100万円以下の罰金又は料料)
- ②不起訴 検察官が公訴提起を行わないこと。
 - ㊦嫌疑なし：被疑者に対する犯罪の疑いが晴れた場合

- ④嫌疑不十分：裁判において有罪の証明をするのが困難と考えられる場合(証拠が十分に集められないような場合)
- ㊦起訴猶予：有罪の証明が可能な場合であっても、検察官が、犯罪の重さ、犯人の性格・年齢・生い立ち・犯行後の事情(被害弁償等)等を考慮し、検察官の判断によって不起訴とする場合
- ㊦その他：被疑者死亡等

- ③処分保留：勾留期間内であるが、被疑者の嫌疑が十分に認められないため一旦釈放した後、捜査を継続し処分を決定すること。

不起訴処分理由の照会 〈刑事訴訟法第261条〉

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

刑事訴訟法第261条に基づき、不起訴処分理由告知書の交付手続を行うこととなるが、通常、主文のみの告知となる。つまり、「嫌疑なし」「嫌疑不十分」「起訴猶予」等が記載されている文書の交付があるだけで、それに至った詳細な理由については告知されない。

万一、「嫌疑なし」又は「嫌疑不十分」であった場合、前記のとおり、今後の国全体の消防行政に多大な影響を与えるため、詳細な理由の確認が必要であることから、処分通知書の受領直後(平成30年5月31日)に検察庁にその旨を伝え、担当検察官への面会等の配慮をお願いした。

担当検察官からの聞き取り

同日、担当検察官の配慮により直接電話をいただき、主に下記3点についてご教示いただいた。

❌ 違反是正

(1)不起訴処分の理由について

起訴猶予である。

(2)起訴猶予に至った詳細な理由について

- ①平成29年12月28日に消防法違反が是正された。
- ②本人は罪状を認め、深く反省している。
- ③本人は消防法違反を是正する意思があり、早い時期に建築業者に委託し、工事費用を支払っていた。

岐阜市消防本部において、平成27年10月に消防法第17条違反で告発した事案については、法人及び個人に対して、罰金各30万円の略式命令が確定している。(両罰規定)

検察庁の処分が確定する前に「違反が是正されたこと」、「本人が罪状を認めている」の2点については、本件事案も岐阜市消防本部の事案も同様である。

しかし、当消防局の事案では、「早い時期に工事費用を支払っていた」という事実があり、このことは是正の意思があったと推認され、この点において情状酌量の余地が大であったと考えられる。

(3)検察官からのアドバイス

「今回の起訴・不起訴の判断には関係はない」と前置きをした上で、担当検察官から文書送達のある方について、下記のとおりアドバイスをいただいた。

命令書が本人に直接交付されていないため、本人が罪状又は命令書を受領した事実を否認した場合、公判を維持できない可能性がある。つまり、従業員が代理受領した際、受領証を回収し、質問調書等で「翌日に本人に手交した」と供述していても、公判で従業員が証言を変えることも考えられる。よって、確実に本人に命令書を直接交付し、その記録を残すことが重要である。現に従業員から命令書を受け取った日時、内容については、本人の記憶は曖昧であった。

当然、消防法違反は事実であり証拠も十

分揃っていることから、告発することは問題ない。しかし、行政手続上及び民事手続上、文書送達において瑕疵がない場合であっても、万一、本人が否認した場合等、公判を維持できない可能性がある。

以上のことより、何らかの方法で直接手渡したという事実を作ったほうが良い。

直接交付以外の文書送達にかかる考察

- (1)検察官のアドバイスのとおり文書送達に瑕疵がない場合であっても、被疑者が罪状又は命令書の受取事実を否認する可能性を勘案し、居所が管内、管外に関わらず可能な限り直接交付する。
- (2)それでも、直接交付できず代理受領等を選択した場合は、その後に履行義務者と接触した時点で、命令書の受領の有無を確認し、供述調書で補完する。
- (3)万一、「受領していない」との供述であれば、その時点で命令書を直接交付する。
- (4)ただし、命令日と交付日の関係、公示の状況、相手の認識状況等も勘案した上で、「当初の命令書を同じ日付で改めて交付する」又は「既に成立している命令とは別に再命令として命令書を交付する」のいずれかについて、事案ごとに検討する必要がある。

本件事案の場合、家宅搜索時(平成29年6月28日)に被疑者と接触することができたことから、その時点で命令書の受領について本人確認し、万一、「受け取っていない」との供述であれば、当初の命令書(平成28年11月15日付け)は到達しているの見做し、平成29年6月28日付けで再命令として命令書を直接交付する。これにより、当初の命令書の受取事実を否認したとしても、再命令の命令書を直接交付しているため、再告発で対応可能となる。

一方、当初の命令書が到達していないと見做し、当初の命令書を再交付した場合は、適正な文書送達がされていないことを自ら認めること

となり、命令及び告発自体が成立しなくなる恐れがあるため、適切な対応とは考えられない。

※行政処分である命令書の文書送達と行政指導である警告書、結果通知書の文書送達は重要性が全く違うので、これらを混同しないこと。

まとめ

(1)告発の効果とは

各消防本部では、本件事案と同じような案件を抱えていると考えられる。つまり、履行義務者に是正の意思がないことは勿論のこと、履行義務者と会えない、連絡が取れない、書類の受取を拒否される等の事案である。

これらの悪意を持った履行義務者が相手では、担当者が誠実に説明責任を果たそうとしても、その機会を得ることさえできず、無駄な時間と労力を積み重ねるだけで是正に至らない。いわゆる「逃げ得」である。

しかし、悪意を持った履行義務者であっても、消防が適正に権限を行使すれば、必ず是正される。最後は、相手から連絡してくることとなり、「今すぐ直す」と言って自らの足で来庁することとなる。

本件事案は、是正の見込みが全くない状況にもかかわらず、告発された事実と警察の捜査が履行義務者への圧力となり、違反が是正に至ったことから、改めて告発すべき事案であったと考えている。また、告発以外に早期是正させる方法はなかったと断言できる。

(2)今回の不起訴処分は消防の「敗北」か？

人によっては、「告発しても起訴されなかったのであれば、消防の負けである」と論じる方がおられることは了知している。しかし、「不起訴」の理由が「嫌疑なし」又は「嫌疑不十分」であれば問題であるが、「起訴猶予」であれば、要件、手続等は成立しているにもかかわらず、検察官が裁量の範囲で「勘弁している」だけのことであり、何ら問題はない。ましてや、その詳細な理由は是非については、消防部局が保持していない逮捕権、捜査権を行使して様々な情報を精査した上での判断であり、我々が論じる必要はない。



レイちゃんの防火訪問

告発は「処罰の意思表示」であるが、早期是正を実現するための手段である。消防行政の目的は罰を与えることではなく、早期是正である。その目的は処分が確定する半年も前に達成されており、その後に届いた処分通知書は単なる参考である。

(3)「強い消防」であるためには…

違反処理全体を通して考えた場合、告発が困難な手続(事務)であったかというと特にそのようなことはない。(逆に適正な権限行使をせずには是正指導する方が遥かに時間と労力が必要である。)仮に告発手続が難しいとしても、それを理由に「やらない」という選択肢はない。ましてや、何もしていない段階で告発手続のことを考えて、適正な権限を放棄する等はありません。

消防部局が権限行使を含めた適正な対応を行えば、大抵は警告書で違反が是正され、命令書を必要とする事案は稀である。告発を必要とする事案はさらに稀となる。その理由は、管理権原者に対して説明責任を果たし、適正な権限行使と権限行使の予告を行えば告発に至るまでに是正されるからである。それでも戦うべき相手が現れた時には、躊躇なく徹底的に戦うこととなる。

市民のために「強い消防」であり続けるためには、「告発」は徹底的に戦う最後の手段として、今後、さらに重要性を増すことになるだろう。